

王

十五に名爾於布奈流門能宇頭之保爾と云るも、高き潮ときこゆ、母利と云るも盛又森などの意と、同く通ひて聞ゆ、麻佐は、即百八十種勝部とある勝なるべし、姓氏錄諸蕃に勝と云姓もあり、又上勝、不破勝、茨田勝など、尸にもありて、即秦勝と云もあり、是らみな加知と訓は誤にて、麻佐と訓べきなり、其は韓國にて一種の號にぞありけむ、其に此方にて勝字を用るは、麻佐流と云訓を取たる借字なるべし、さて禹豆麻佐に、太秦の字を書は、何時よりのことならむ、

〔拾芥抄中本姓尸錄〕王

〔大日本史氏族〕按王讀爲韃吉支、如謂百濟王、高麗王即是也、與皇族稱王氏者自別、

〔日本書紀垂六〕二年、是歲任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國、中仍賚赤絹一百匹、賜任那王、

〔釋日本紀秘十七〕任那王

〔日本書紀通證十一〕任那王古古伎之、神功紀神功紀、雄略紀雄略紀等、云古爾伎之、杜氏通典杜氏通典曰、

〔通典邊防〕百濟

百濟即後漢末夫餘王尉仇台之後、後魏時後魏時、百濟王上表云、初初以百家濟海、因號百濟、中王號於羅

瑕、百姓呼爲韃吉支、韃音韃音、夏言並王也、王妻號於陸、夏言妃也、

〔日本書紀神九〕九年仲十月中以皇后所杖矛、樹於新羅王門、爲後葉之印、

〔日本書紀神九〕四十六年三月乙亥朔、遣斯摩宿禰于卓淳國、斯麻宿禰者、不知何姓人也、於是卓淳王末錦早岐、告

斯摩宿禰曰、甲子年七月中、百濟人久氏彌州流、莫古三人、到於我土、曰、百濟王聞東方有日本貴國、而

遣臣等、令朝其貴國、故求道路、以至于斯土、若能教臣等、令通道路、則我王必深德君、

〔三代實錄清七〕貞觀五年正月三日丙寅、大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定藁、中定者嵯峨

太上天皇之子也、母百濟王氏、其名曰慶命、

〔日本書紀三十三〕五年正月己卯、賜入卿飲食衣裳、優賜正廣肆百濟王、余禪廣、乙酉、增封、中正廣